

# Rainbow Times

## 児童福祉法 改正

5月27日、改正児童福祉法が可決、成立しました。6月3日には公布され、通知（雇児発0603第1号）も発出されたので、各自治体でも把握されているかと思います。平成23年に改正されて以来5年ぶりの改正となります。

今回の改正で大きな点は、児童福祉法の理念に踏み込み、「児童の福祉を保障するための原理」として“子どもが権利の主体である”ことを第一条に明記したことではないでしょうか。その他、市町村に母子健康包括支援センターを設置すること、児童相談所や市町村の機能強化、社会的養護児童の自立支援の充実、里親・養子縁組家庭の支援強化など、様々な角度から改正が行われました。以下に、厚労省から提示された改正内容の概要を掲載します。

詳しくはこちら⇒全国児童福祉主管課長等会議資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128028.html> (厚労省HP)

### 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

#### 改正の概要

#### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

#### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

#### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

#### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### (検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

#### 施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）



### ～海外情報～ 虐待事件の時効！？

虐待事件に時効はあるのでしょうか？日本の刑法では、虐待が暴行罪となった場合公訴時効は3年、強姦や傷害罪となった場合は10年、殺人罪には時効はありません。民法では、例えば、幼少期に虐待を受けた子どもが成人した後保護者を訴える場合などは、被害者が成人してからもしくは後見人が立ってから6か月が時効となっています。

海外ではどうでしょうか？イングランドでは時効がなく、何年前のことであっても、虐待の被害者は裁判請求が可能だそうです。加えて、犯罪被害補償制度の利用や、子どものニーズを見落とし、または介入しなかった自治体を起訴することも可能です。

アメリカでは米国合衆国法には時効がありませんが、州法では定められており、その内容は様々です。NY州では、児童期に受けた性的虐待について22歳まで刑事・民事裁判を請求する事ができますが、23歳になった時点で不可能となるようです。一方、コネチカット州では、47歳まで裁判請求が可能だそうです。2002年にカトリック教会で長年起きていた性的虐待が明るみに出たことから、ミネソタ州やハワイ州ではこの件について、時効が成立した後でも裁判請求が可能な期間が法で新たに定められました。

日本では、虐待が事件化されることはまだ少ないですが、今後、法制度の柔軟な対応が求められるかもしれません。



企画・編集室（担当：南山）お気づきの点は下記まで…  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地  
子どもの虹情報研修センター  
TEL : 045-871-8011 FAX : 045-871-8091 Email : guest-1@crc-japan.net

情報発信の配信先アドレスの変更  
・配信停止等はこちらまでご連絡ください。